平成２８年

第１１回 農地部会（定例会）議案

平成２８年９月７日

前橋市農業委員会

平成２８年　第１１回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年９月７日　　午後２時５７分
・閉会日時　　平成２８年９月７日　　午後４時２０分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１７名）

２番　小泉　俊夫	３番　坂庭　常男	４番　木村　隆一	５番　信澤　綱四郎
６番　三森　和也	８番　江原　弘	９番　窪田　桂	１０番　星野　和幸
１１番　深町　冨士雄	１２番　浅井　雅彦	１３番　関根　由彦	１４番　石倉　忠夫
１５番　小林　秀明	１６番　岩﨑　政男	１７番　青木　朱美	１８番　齊藤　尚展
１９番　金井　清美			

・欠席委員（２名）
　１番　澁澤　聖一　　７番　星野　好孝

・事務局出席者
　事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治
　主任　　有本　紀子　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子
・その他の出席者
　農業委員会長　　堀越　恒弘
　会長職務代理者　関口　喜弘
　農林課主任　　蛭田　美恵子

・付議事件
（１）議案第５３号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第５４号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（３）議案第５５号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（４）議案第５６号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項
（１）第３９号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第４０号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第４１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第４２号　　現況証明交付状況について
（５）第４３号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

吉井局長　それでは、これより平成２８年第１１回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、１番　澁澤　聖一委員、７番　星野　好孝委員の２名であります。従いまして在任委員１９名中１７名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長よりごあいさつをお願いいたします。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第１１回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。５番　信澤　綱四郎委員、６番　三森　和也委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第５３号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から２３番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
整理番号第１４番から２３番は一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。なお整理番号１番から１２番、１４番から２３番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号１３番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員（２班班長）　現地案内図３条の１３をご覧下さい。申請理由：現在、法人代表者名義で農地を所有しているが、申請農地を法人に使用貸借し農地所有適格法人になり、経営規模や信用力の拡大をはかりたい。申請地の利用を確認したところ、１筆は耕作放棄地となり雑草が茂っていました。また、一部にヤギ小屋が建てられており農地法違反状態でありました。他の１筆も全面に堆肥が野積みにされており家畜排泄物法違反状態でした。所有地２筆についても確認したところ、立ち木や雑草が茂り、耕作放棄地状態でありました。面接には代理人２名が来られました。法人の概要は、牛乳の生産販売が主であり、年間１億７千万円ほどの売上があるそうです。農機の保有はトラクター３台、軽トラック１台、マニアスプレッター等、取得後の農地には牧草を作付けしたいとの事です。面接では、不耕作になった時期、ヤギ小屋を建てた時期、堆肥の野積みの違法性の認識、行政指導の有無等問いかけましたが、本人でないため明確な回答はほとんど得られませんでした。代理人には申請人に確認をして報告をして欲しいとお願い致しました。調査班としては、是正が可能かどうかわからない状態なので保留と判断致しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

２番委員　稼動力の分子、分母は何ですか。

冨澤主任　農家台帳の世帯員数が分母になり、分子は６０日以上農業に従事されている方の人数です。法人の場合は１になります。

議　長　整理番号５番、地目が宅地でも、現況が畑であれば使用貸借できるのですか。

冨澤主任　はい、以前豚舎が建っていた所で地目宅地、現況畑です。使用貸借は認められます。

会　長　整理番号１４番から２３番、農地を借入れ農地所有適格法人になるのですか。

冨澤主任　農業を主としていく法人ですが、まずは一般法人です。

会　長	何を主に作付するのですか。
冨澤主任	トウモロコシとブロッコリーです。会社は設立したばかりですが、代表者は個人で以前より農業をしています。
２番委員	同じ案件、６月３０日（ネットで確認）時点では、代表者登記されていませんが。
冨澤主任	８月９日にとりました謄本には代表者、役員は記載されています。
３番委員	法人の目的を教えてください。
齋藤係長	とりあえず、一般法人で登記をし、将来的に農地所有適格法人になりたいとの事です。
８番委員	整理番号１３番、その後、回答はありましたか。
冨澤主任	まだ報告書は提出されていません。
５番委員 （２班班長）	問題は、野積みの大量堆肥で、簡単には処理できません。牧草を作りたいとの事ですが、無理ではないかと代理人に問いかけましたが、代理人のため回答がありませんでした。
議　長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号13番を保留とし、整理番号１番から１２番、整理番号１４番から２３番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第５３号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１３番を保留とし、整理番号１番から１２番、整理番号１４番から２３番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第５４号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から１０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
有本主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） 整理番号１０番、前回、今回も、営農計画見直しのため保留。なお、整理番号１番から９番は農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１０番を保留とし、整理番号１番から９番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第５４号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１０番を保留とし、整理番号１番から９番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から３４番までの審議をお願いします。なお、整理番号２０番については、申請関係者に坂庭委員が該当しますので、坂庭委員の退室を、お願いします。 それでは、始めに整理番号２０番について、事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由の朗読、説明） なお、整理番号２０番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２０番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号２０番を許可とすることに決定いたします。

それでは、坂庭委員の入室を許可いたします。

次に、整理番号１番から１９番、整理番号２１番から３４番までの審議をお願いします。　事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由の朗読、説明）

整理番号１番、前回既存違反転用のため保留。今回は調査班より状況確認の説明有ります。なお、整理番号２番から１９番、整理番号２１番から３４番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　　なお、整理番号１番、６番、２９番、３４番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員（２班班長）　　現地案内図５条の1をご覧下さい。申請地は市立原小学校から北へ約600mに位置し、北側は宅地、東側と南側は市道を挟んで宅地、西側は農地で小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請人は造園業を営んでおり、資材置場不足のため申請するものです。面接には、代理人、申請人、土地の所有者が来られました。申請地は竹や雑草が茂り、長年農地利用はされていない様子でありました。さらに、既存の資材置場を調査したところ立ち木が全面に植えられており、現在も農地の違法使用が行われていました。譲渡人は相続で取得したが農業は営んでおらず、資材置場として申請人に売ることにしました。申請人の主な事業は造園業、従業員４名、年間３千万円ほど売上があります。既存の資材置場は年間１５万円ほどで借りており、１５年ほどで現在の様な状態になってしまったとの事です。違反転用地を農地に戻すため、申請地北側の宅地に資材の移動が始まったところであります。立ち木の移動は、時期の問題もありますので年度内３月までかかるとの事。調査班としては、是正処置の進み具合を再度確認する必要があると判断し、再度保留と判断致しました。

現地案内図５条の６をご覧下さい。申請地は大胡中学校から西へ約1.3ｋｍに位置し、周囲を宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地。農地の有効利用のため再生可能エネルギー普及を進めるべく、太陽光発電のため賃貸借契約ができたので申請するものです。申請地は３筆あり、東側、西側は道路、南側、北側は畑及び住宅であります。申請地は耕作されていない状態です。面接には社員を含めた３名が来られました。申請経緯は土地の所有者は現在農業を営んでおらず、土地の有効利用者が見つかり賃貸借の契約が出来たので申請に至ったとのことであります。申請法人は太陽光施設を７７ヶ所所有し、年間１２億円ほどの売上があるとの事です。施設の概要は、２７０Wのパネル１，４０８枚を設置し発電量は３８４KW、売電単価は３２円、年間１，８００万円の売上げで、費用の回収は１０～１２年を見込んでいます。申請地の盛土、切土の予定はなく、雑草対策としてシートをはり、雨水対策として南側にU字溝を設置する予定です。周囲には１．２ｍのフェンスを設け、日照被害が生じた場合はパネルの高さを調整して対応したいとの事です。調査班としては特に問題はなく許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の２９をご覧下さい。申請地は荻窪清掃工場から東に200mに位置し宅地と農地に囲まれた集団農地に位置する第１種農地。申請法人は前橋、高崎を中心に不動産業を営んでおります。申請地は日帰り温泉に近く宅地化も進んでおり申請にいたりました。北は畑、西は宅地、南は道路、東は畑、作物は作付けされていません

でした。面接には代理人が来られました。土地の譲渡人は高齢のため耕作できなくなり分譲住宅地として売却することになり申請に至ったとの事です。申請法人は不動産業が主であり年間１０～２０戸の分譲住宅を販売しています。６棟販売予定で価格は１，７００万円～１，８００万円くらい、施工は関連会社が行い完成は平成２９年７月頃を予定しています。土地分譲でないことを再度確認致しました。雨水は自然浸透で、汚水は合併浄化槽で処理し側溝へ放流します。街灯の設置予定はありません。調査班としては、特に問題はなく許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の３４をご覧下さい。申請地はぐんまフラワーパークから北西へ約500mに位置し、東、西、南は道路、北は宅地で集団農地の辺縁部に位置する第１種農地です。申請地は農用地区内農地であり営農を継続しながら太陽光発電を行いたく申請するものであります。梨園の跡地であり、南側にはまだ一部梨園が存在しており、申請地には作物は作付けされていない状態でありました。申請地の一部が宅地の進入路として利用されおり農地法違反にあたります。面接には譲受法人の代理人が来られました。申請法人が土地を賃貸借します。太陽光の下は土地所有者がみょうがを栽培し、年間売上８８１万円の売上を計画しています。施設の概要は３００Wのパネルを１，００８枚設置、発電量は３３KW、売電単価３６円、年間８８０万円の売上、費用の回収には１０年を見込んでいます。３年後に営農の適切な継続の確保ができなかった場合には、農業委員会の指導に従うとの事でした、場合によっては撤去もありえると説明しました。支柱の間隔は４．５～５．２ｍほどにし、パネルの高さ２．１ｍ。トラクターは２３Ｐなので作業には支障はないとのことです。フェンスの高さは1.２ｍの設置を予定していましたが、作業に支障があるので再検討するとのことです。みょうがを指導される方の詳細情報の提出をお願いしました。調査班としては、違反転用の是正を条件に許可相当と判断致しました。なお、梨園をのこすための太陽光の地形変更、遮光率等については事務局より補足説明をお願いします。

高山副主幹　変更後の土地利用計画図・遮光率、みょうがの指導者の詳細説明。フェンスは作業に支障があるため設置はしない結論になりました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１３番委員　整理番号３４、所有者が高齢ですが。

齋藤係長　農業従事者に長女夫婦もいます。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を保留とし、整理番号２番から１９番、整理番号２１番から３４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１番を保留とし、整理番号２番から１９番、整理番号２１番から３４番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第５６号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

蛭田主任　◇（議案書・順次、土地の現状、利用目的、地目、面積を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いし

ます。

２番委員　平米単価が高いようですが。

齋藤係長　申請人の隣接地で開墾した正整地、畑灌も入っているエリアですので耕作するには便利な土地です。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第５６号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第５６号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

次に、２７ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第３９号から第４３号までとなっております。

第３９号から第４２号の報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	５件
○法第５条の届出書の受理状況	１７件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	５件
○現況証明交付状況	２件

報告事項第４３号は、８月部会において許可とした法第４条・５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後４時２０分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年９月７日

議　長

署名人

署名人